

県立文化会館指定管理者審査基準

【必須項目の審査】

- ・「1点」を標準とし、優れたものについては特に加算。各項目とも3点満点。
- ・標準に満たない場合は0点。意見聴取をした外部有識者等の過半数が0点を付けた審査内容があり、選定委員がこれを適切な評価と認めた場合は失格。

選定基準	審査項目	審査内容	配点
事業計画の内容が県民の平等な利用を確保することができるものであるか(指定手続条例第3条第1号)	施設の設置目的及び県が示した管理の方針	施設の設置目的を理解しているか	3
		県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか	3
		経営理念やコンプライアンスの取組等、団体の経営モラルは適切か	3
	平等な利用を図るための具体的な手法及び期待される効果	事業内容等が一部の県民、団体に対して不当に利用を制限又は優遇するものではないか	3
		要配慮者への対応は適切か	3
個人情報等の取扱は適正か	個人情報・データ保護の取組	個人情報・データ保護のための適切な措置がとられているか	3

合計 18

【一般項目の審査】

選定基準	視点	審査項目	審査内容	配点
事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に効果的に効率的に発揮させるものであるか。(指定手続条例第3条第2号)	サービス面	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	年間の広報計画の内容は適切か(情報発信、利用拡大の取組は適切か)	2
			利用者増加への取組内容は適切か(利用者のニーズの把握、苦情への対応は十分なされる体制となっているか)	3
			地域、関係機関、ボランティア等との連携が図れているか	2
		サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	募集要項に示した内容への提案が適切なものか	5
			文化会館の特徴、機能を活かし、自主性・独創性がある事業が企画されているか	3
			鑑賞事業は、県民に質の高い文化芸術に触れる機会を提供する企画となっているか	5
			県民参加型事業、県民参加の推進事業は、県民の文化芸術活動を促進する企画となっているか	5
			青少年や新進芸術家等の育成事業は、文化芸術を次世代につなぎ、裾野拡大に資する企画となっているか	5
			伝統文化の保存継承事業は、伝統文化に対する県民の理解を深め、保存継承に資する企画となっているか	5
			文化芸術に対する県民の関心を高めるための啓発的な提案があるか	3
			2館を連携した取組について効果的な提案があるか	3
			利用者サービス向上のための取組に工夫が見られるか	3
		施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	求めている内容が事業計画書で提案されているか	2
			施設管理・安全管理は適切か	2
			維持管理は効率的に計画されているか	2
		経費面	経費の縮減方法に工夫と実効性があり、現実的なものとなっているか	5
			収益の確保方法に工夫と実効性があり、現実的なものとなっているか	5

選定基準	視点	審査項目	審査内容	配点		
事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な能力(人員、財政的基盤等)を有しているか。 (指定手続条例第3条第3号)	団体の安定性	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	収入、支出の積算と事業計画の整合性は図れているか	2	6	30
			収支計画の実現可能性はあるか	2		
			販売費及び一般管理費の額は適正か	2		
		安定的な運営が可能となる人的能力	事業を企画する職員の配置が十分か	3	15	
			ホールの運営(舞台、照明、音響)体制は適切か	3		
			勤務体制の機動的・機能的な運営が図られているか	3		
			専門的技術を有するスタッフ確保の方策は適切か	3		
			職員の指導育成、研修体制は十分か	3		
		安定的な運営が可能となる財政的基盤	団体の財務状況は健全か	2	4	
			金融機関、出資者等の支援体制は十分か	2		
類似施設の運営実績	実績からして、本件施設を良好に管理運営できる可能性はどうか	5				
その他	危機管理対策	災害、事故等に備えた危機管理対策は適切か	5	10		
	地域貢献	地域の魅力、賑わい創出に取り組むこととし、施設が単なる「鑑賞の場」ではなく、社会的包摂の観点から、多様な人々が集い、憩い、交流することができる公演、催事等の開催、情報の収集・提供等を行う取組の提案があるか	5			

合計 100

総合計 118